

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 尼崎市水道事業管理者

審査請求人が平成29年7月27日に提起した、処分庁による平成29年7月5日付けの■■株式会社 代表取締役××××に対する公文書不開示決定処分に係る審査請求（平成29年度審査請求第8号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 平成29年6月28日、■■株式会社は処分庁に対し、「△△町▼丁目排水管布設工事 平成◇年◇月◇日 設計書・工事費内訳書・工事明細書・施工単価表 上記金入り」について、公文書公開請求を行った。
- 処分庁は、これに対して、開示請求対象文書は入札予定価格の算定の基礎となる文書であり、開示することにより、今後の入札案件における予定価格や最低制限価格の推定が容易となり、入札事務における競争性、公正性の確保及び契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、尼崎市情報公開条例第7条第6号イに該当することを理由に公文書不開示の決定をし、平成29年7月5日に■■株式会社へ公文書不開示決定通知書を送付した。
- 審査請求人は、平成29年7月27日、尼崎市長に対し、本件処分に対してFAX送付の方法で審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は本件処分の理由に対し、請求した公文書は「厚生労働省水道事業実務必携」等の既

に公知となっている情報を元に、財団法人建設物価調査会および財団法人経済調査会等が発行する物価資料を適用し、計算された結果の一覧であって、誰でもが計算すれば知りえる情報であることから、請求した全ての文書を開示することを求めている。

理 由

審査庁は提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求人は公文書不開示決定の処分を受けた者でなく、また、FAX送付であったことから、当該審査請求を不適法なものとして、平成29年8月1日に審査請求人に対し電話で口頭にて、提出の方法、提出部数、押印、請求人名等について補正を命じたものの、審査請求人は1月以上を経過しても補正を行わず、続いて審査庁は平成29年9月11日付けで簡易書留により改めて審査請求人に対して補正を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年11月7日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。